

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正（案）

新	旧
<p>投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第 1 条～第 18 条 (略)</p> <p>(組入比率の制限を超えた場合の調整等)</p> <p>第 19 条 委託会社は、投資信託財産に次に掲げる事象等が生じた場合には、当該各号に定める期間内に所定の限度内となるよう調整するものとする。</p> <p>(1) 株式の値上り又は解約によって株式組入限度を超える事態が発生した場合 発生の日を含め 6 営業日以内</p> <p>(2) 外国証券の値上り等によってその組入限度及び外国為替の予約の範囲を超える事態が発生した場合 発生の日を含め 1 カ月以内</p> <p>2 株式又は外貨建資産の組入れ可能な受益証券又は投資証券を組入れている投資信託については、当該受益証券又は投資証券における株式又は外貨建資産の組入額（当該投資信託の組入れに相当する額に限る。）を当該投資信託の株式又は外貨建資産の組入限度の計算に含めるものとする。</p> <p><u>(未上場株式等の組入比率の制限を超えた場合の対応)</u></p> <p><u>第 19 条の 2 前条の規定にかかわらず、第 11 条第 2 項に定める未上場株式等の組入比率の上限を超える事態が発生した場合には、委託会社はこの項の各号に定める方法により対応するものとする。</u></p>	<p>投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第 1 条～第 18 条 (同 左)</p> <p>(組入比率の制限を超えた場合の調整等)</p> <p>第 19 条 委託会社は、投資信託財産に次に掲げる事象等が生じた場合には、当該各号に定める期間内に所定の限度内となるよう調整するものとする。</p> <p>(1) 株式の値上り又は解約によって株式組入限度を超える事態が発生した場合 発生の日を含め 6 営業日以内</p> <p>(2) 外国証券の値上り等によってその組入限度及び外国為替の予約の範囲を超える事態が発生した場合 発生の日を含め 1 カ月以内</p> <p>2 株式又は外貨建資産の組入れ可能な受益証券又は投資証券を組入れている投資信託については、当該受益証券又は投資証券における株式又は外貨建資産の組入額（当該投資信託の組入れに相当する額に限る。）を当該投資信託の株式又は外貨建資産の組入限度の計算に含めるものとする。</p> <p><u>(新 設)</u></p>

新	旧
<p>(1) 委託会社は、当該組入比率の上限を超える事態が解消されるまでの間、未上場株式等を新たに組み入れることはできない。</p>	<u>(新 設)</u>
<p>(2) 委託会社は、速やかに、投資者に対して状況（超過の程度、超過が発生した要因、未上場株式等の組入比率を上限内に調整するための計画、解約の制限の実施有無など）を説明するための組入比率適正化計画を作成し、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第19条の3に基づき開示するものとし、当該計画に基づき組入比率を上限内に調整するよう取り組むものとする。</p>	<u>(新 設)</u>
<p>2 前項の規定は、未上場株式等並びに委員会決議4及び5に定める投資信託証券が、第17条の2第1項に定める組入比率の上限を超える事態が発生した場合に準用することができるものとする。</p>	<u>(新 設)</u>
(以下略)	(同 左)
<p><u>附 則</u> この改正は、令和8年●月●日から実施する。</p>	